

那覇市有料広告掲載取扱基準

※一部抜粋

(掲載基準)

第3条 要綱第2条に規定する掲載基準に基づき、次の各号に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 市民に不利益を与える恐れのある商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権を害するおそれのあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (12) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (13) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの